

令和元年 12 月 20 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）

各府省（統計関係）における令和元年台風第十九号等による  
災害等への対応状況

- 令和元年 10 月に発生した台風第 19 号においては、大規模な自然災害が発生<sup>(注)</sup>し、統計調査の実施にも影響  
(注)令和元年 12 月 2 日現在で人的被害：死者、行方不明者（101 人）、住宅被害：全壊・半壊（23,518 棟）
- このため、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成 28 年総務省政策統括官（統計基準担当）決定）や統計委員会委員長談話（平成 23 年、平成 28 年）等を踏まえ、当室から各府省に対して、令和元年 10 月 18 日に、「令和元年台風第十九号による災害への対応 について（通知）」により、特定非常災害の指定に伴う基幹統計調査の報告義務の免責に関する措置や承認手続の弾力的運用、統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について、周知。
- また、当室において、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に調査期間が設定されている調査のうち、各府省において何らかの措置予定がある統計調査の状況を確認したところ、以下のとおり、31 統計調査（うち 6 基幹統計調査）において、必要な措置を講じる予定。

表 令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に調査期間が設定されている調査のうち、措置予定のあるもの

府省	統計調査の名称	基幹・一般の別	調査周期・時期		措置予定	備考
			周期・経常・一回限りの別	調査期間		
内閣府	消費動向調査	一般	経常	R1. 10. 5～ R1. 10. 21	・ 10 月調査については、長野県の 1 調査単位区における調査の実施を見合わせた。	・ 左記措置を講じた調査結果は 10 月分結果として 10 月 31 日に公表した。
総務省	全国家計構造調査	基幹	周期	R1. 9. 1～ R1. 12. 31	10 都県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、静岡県）のうち被災した調査市町村において、家計簿(10 月分)、家計簿(11 月分)、年収・貯蓄等調査票のうち一部の調査を行わない等の措置を講じる、又は講じる可能性がある。	・ 宮城県丸森町については、左記の措置に加え、調査の実施を延期する可能性がある。 ・ 左記措置を講じた都県では、集計・公表の際に何らかの措置を行う可能性がある。

					なお、被災した市町村の状況については現在も確認中。	
総務省	家計消費状況調査	一般	経常	R1. 10. 1～ R1. 10. 31	調査計画と異なる取扱いは特になし。	被災地域について、調査票提出の督促（電話・はがき）を停止。 上記措置を講じた調査結果は10月分結果として12月6日に公表済み。
総務省	家計消費 単身モニター調査	一般	経常	R1. 10. 1～ R1. 10. 31	調査計画と異なる取扱いは特になし。	被災地域について、調査票提出のメール督促を停止。 上記措置を講じた調査結果は10月分結果として12月6日に公表済み。
総務省	通信利用 動向調査	一般	経常	R1. 11 月中 旬～12月 下旬	世帯・世帯構成員向け調査において、浸水等の被害が一定規模以上発生した市町村を対象から除外した。	
財務省	法人企業 統計調査	基幹	経常	R1. 10. 10～ R1. 11. 11	調査計画と異なる取扱いは特になし	被災地域の一部法人については、調査票の督促を行わないこととした。 (四半期別調査)
財務省	民間給与 実態統計 調査	基幹	経常	R2. 1. 10～ R2. 2. 29	調査計画と異なる取扱いは特になし	被災地域の一部事業所については、被災地域の復興状況等を考慮の上、調査票の督促を行わないことも検討。
文部科学省	民間企業の研究活動に関する調査	一般	経常	R1. 8. 6～ R1. 11. 15	・被災により回答できない旨の連絡があった場合は、督促はしないこととした	
文部科学省	体力・運動能力調査	一般	経常	R1. 5. 1～ R1. 10. 30	・被災地域については、令和元年11月までに調査を実施し、12月までに調査票を提出すれば良いこととした	・調査結果の公表時期に変更は無し
厚生労働省	病院報告	一般	経常	H31. 1. 1 ～ R1. 12. 31	調査計画どおり実施ただし、長野県の1施設が台風により浸水し報告するデータが不明なことから、10月分の調査票の提出が遅延すると連絡があった。当該施設	10月分月報(概数)は、令和2年2月頃公表予定。

					<p>については、10月分月報（概数）集計時には除外し、その旨公表資料に注釈を付す予定。（年報集計時には回収できる見込み）</p> <p>※11月分以降の取り扱いについては、施設の状況等を踏まえ検討する。</p>	
厚生労働省	医薬品・医療機器産業実態調査	一般	経常	R1.10.1～ R1.11.5	調査計画通り実施	調査計画に督促に関する記載はないため、調査計画と異なるものではないが、被災地域については、調査票の督促を行わないこととした
厚生労働省	医薬品価格調査	一般	1回限り	R1.9.19～ R1.10.31	調査計画どおり、実施	調査計画に督促に関する記載はないため、調査計画と異なるものではないが、被災地域については、調査票の督促を行わないこととした
厚生労働省	特定保険医療材料価格調査	一般	1回限り	R1.9.30～ R1.10.31	調査計画どおり、実施	調査計画に督促に関する記載はないため、調査計画と異なるものではないが、被災地域については、調査票の督促を行わないこととした
厚生労働省	国民健康・栄養調査	一般	経常	R1.11.1～ R1.11.30	・被災により回答できない旨の連絡があった場合は、督促はしないこととした	調査計画に督促に関する記載はないため、調査計画と異なるものではないが、被災地域については、調査票の督促を行わないこととした
厚生労働省	裁量労働制実態調査	一般	1回限り	(プレ調査) R1.8.26～ R1.9.18 (本調査) R1.11.8～ R1.12.20	調査計画どおり、実施	調査計画に督促に関する記載はないため、調査計画と異なるものではないが、被災地域については、調査票の督促を一定期間行わないこととした

厚生労働省	公的年金等加入状況等調査	一般	経常	R1. 10. 25～ R1. 11. 11	・調査対象者又は調査員が被災したことにより、調査の実施が困難と見込まれる場合には、調査票を配布しないこととした（3地区で調査を実施せず、1地区は一部で調査を実施した）	
農林水産省	農林業センサス	基幹	周期	R1. 12. 15～ R2. 2. 28	・災害救助法の適用があった市区町村において、実施時期を後倒しする対応を検討中。	・調査結果の公表期日への影響は現時点では不明。
農林水産省	漁業構造動態調査	一般	経常	R1. 10. 21～ R1. 11. 30	・災害救助法の適用があった一部の市区町村において、調査の実施時期を後倒し。（11月上旬～2月上旬に措置）	・同上
農林水産省	農道整備状況調査	一般	経常	R1. 10. 11～ R1. 12. 20	・災害救助法の適用があった一部の市区町村において、調査の実施時期を後倒し。（11月下旬～1月下旬に措置）	・同上
農林水産省	6次産業化総合調査（農業経営体等における6次産業化業態別調査）	一般	経常	R1. 9月上旬～10月上旬	・災害救助法の適用があった一部の市区町村において、調査の実施時期を後倒し。（10月上旬～11月上旬に措置）	・同上
農林水産省	農業協同組合及び同連合会一斉調査	一般	経常	R1. 5. 29～ R1. 10. 31	・災害救助法の適用があった一部の市区町村において、調査計画上的変更措置は行わないものの、提出された調査票に係る疑義照会の回答期限の延長を措置。	・疑義照会の実施状況によっては、調査結果の公表期日を延長する可能性。
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	基幹	経常	R1. 10. 1～ R. 1. 10. 31	・被災地域については、調査票の督促を行わないこととした ・被災地域のうち調査票が提出されず、被災の影響が確認された調査対象については、生産、出荷は日割り計算で推計し、在庫や設備能力はゼロとした	・左記措置を講じた調査結果は2019年10月分速報として11月29日に公表済

経済産業省	商業動態統計調査	基幹	経常	R1. 10. 1～ R1. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域については、調査票の督促を行わないこととした</li> <li>被災地域のうち調査票が提出されなかった調査対象については、稼働日数を仮定して販売額の推計を行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記措置を講じた調査結果は 2019 年 10 月分結果として 11 月 28 日に公表済</li> </ul>
経済産業省	海外現地法人四半期調査	一般	経常	R1. 10. 1～ R1. 11. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域については、調査票の督促を行わないこととした</li> <li>被災地域のうち調査票が提出されなかった調査対象については、通常の未提出企業と同様に推計を行う予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記措置を講じた調査結果は 2019 年 7-9 月期分結果として 12 月 25 日に公表予定</li> </ul>
経済産業省	砕石等動態統計調査	一般	経常	R1. 10. 1～ R1. 12. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域については、調査票の督促を行わないこととした</li> <li>被災地域のうち調査票が提出されなかった調査対象については、前月と同一値と仮定して推計した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記措置を講じた調査結果は 2019 年 10 月-12 月期分結果として令和 2 年 2 月に公表予定</li> <li>また、2019 年 1 月～12 月分は年報として令和 2 年 4 月に公表予定</li> </ul>
経済産業省	特定サービス産業動態統計調査	一般	経常	R1. 10. 1～ R1. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域については、調査票の督促を行わないこととした</li> <li>被災地域のうち調査票が提出されなかった調査対象については、稼働日数を仮定して売上高等の推計を行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記措置を講じた調査結果は 2019 年 10 月分結果として 12 月 10 日に公表済</li> </ul>
経済産業省	シェアリングエコノミーに関する実態調査	一般	1 回限り	R1. 9. 1～ R1. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域に所在する調査対象については、調査票の督促及び疑義照会を一定期間停止した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記措置を講じた調査結果は 2018 年調査結果として令和 2 年 3 月に公表予定</li> </ul>
国土交通省	空き家所有者実態調査	一般	周期（5 年）	R1. 11. 1～ R2. 1. 19	被災地域（「令和元年台風第 19 号による被害状況等について」（国土交通省、令和元年 10 月 15 日現在）に記載の河川の溢水による家屋被害及び土砂災害等が報告されている市区町村）を調査対象地域から除外	調査結果公表時に災害により一部調査地域を除外している旨を注記予定

国土交通省	水害統計調査	一般	経常	H31. 1. 1～ R1. 12. 31	・一般資産水害統計調査において、平常時であれば市区町村職員は、被災者からの聞き取りの後、水害発生後45日以内に調査票を都道府県に送付することとしているが、被災地域については災害対応を鑑み、とりまとめ次第提出とした。	
環境省	環境経済観測調査	一般	経常	R1. 11. 11～ R1. 12. 20	・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・東京都・神奈川県・長野県の9都県のうち一部の市区町を対象地域から除外	・左記措置を講じた調査結果は12月調査結果として2月下旬に公表予定
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	一般	経常	R1. 10. 18～ R1. 11. 20	・調査計画と異なる取扱いは特になし。	・被災地域の一部法人については、調査票の督促を行わないこととした。

(注)「経常」とはおおむね1年以下の周期(毎月、毎四半期、毎年など)で行われる調査、「周期」とはそれ以外の周期(2年に1回など)で行われる調査を言う。